

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	増毛町保険給付の支給関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

増毛町は、国民健康保険関連の資格管理・給付事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道増毛町長

公表日

令和2年8月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保険給付の支給事務
②事務の概要	本事務は、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の審査を経て関係証を交付する。また、高額医療費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行うものである。番号法では、別表第一項番30に基づき、国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務で個人番号を利用する。オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）
③システムの名称	市町村事務処理標準システム、国保総合システム、国保情報集約システム、国保データベースシステム(KDB)、特定健診管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格情報ファイル、国保負担区分ファイル、国保給付情報ファイル、宛名情報ファイル、保険証更新ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、97、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	増毛町(総務課情報管理係) 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 0164-53-1666
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	増毛町(総務課情報管理係) 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 0164-53-1666

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I-1 ③	総合行政システム	総合行政システム(国保資格システム)・医療給付システム・医療受給システム・統合宛名システム・中間サーバー・国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
令和1年6月21日	I-2	国民健康保険情報ファイル	国保負担区分ファイル、国保給付情報ファイル、宛名情報ファイル、保険証更新ファイル	事後	
令和1年6月21日	I-4 ②	番号法第19条第7号 別表第二(42、43)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、97、106の項(別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44の項	事後	
令和1年6月21日	I-5 ①	北海道増毛郡増毛町 税務町民課	町民課	事後	
令和1年6月21日	I-5 ②	税務町民課長 石垣 芳夫	町民課長	事後	
令和1年6月21日	I-7	増毛町(総務課情報管理室) 増毛郡増毛町并天町3丁目61番地 0164-53-1666	増毛町(総務課情報管理係) 増毛郡増毛町并天町3丁目61番地 0164-53-1666	事後	
令和1年6月21日	I-8	増毛町(総務課情報管理室) 増毛郡増毛町并天町3丁目61番地 0164-53-1666	増毛町(総務課情報管理係) 増毛郡増毛町并天町3丁目61番地 0164-53-1666	事後	
令和1年6月21日	II-1 対象人数 計数時点	平成27年2月27日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	II-2 取扱者数 計数時点	平成27年2月27日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	IV	記載なし	新規記載	事後	
令和2年7月31日	I-1 ②	本事務は、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の審査を経て関係証を交付する。また、高額医療費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行うものである。番号法では、別表第一項番30に基づき、国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務で個人番号を利用する。	本事務は、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の審査を経て関係証を交付する。また、高額医療費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行うものである。番号法では、別表第一項番30に基づき、国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務で個人番号を利用する。 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	事前	
令和2年7月31日	I-1 ③	総合行政システム(国保資格システム)・医療給付システム・医療受給システム・統合宛名システム・中間サーバー・国保総合システム及び国保情報集約システム	市町村事務処理標準システム、国保総合システム、国保情報集約システム、国保データベースシステム(KDB)、特定健診管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和2年7月31日	I-2	国保負担区分ファイル、国保給付情報ファイル、宛名情報ファイル、保険証更新ファイル	国保資格情報ファイル、国保負担区分ファイル、国保給付情報ファイル、宛名情報ファイル、保険証更新ファイル	事前	
令和2年7月31日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一(30)	番号法第9条第1項 別表第一(30) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年7月31日	I-4 ②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、97、106の項(別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、97、106の項(別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年7月31日	II-1	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和2年7月31日	II-1 対象人数 計数時点	平成31年4月1日時点	令和2年6月30日時点	事後	
令和2年7月31日	II-2 取扱者数 計数時点	平成31年4月1日時点	令和2年6月30日時点	事後	